

政令第 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第十九号、第十四条第一項及び第五十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第六号」を「第二条第七号」に改める。

第二条中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

第三条中「第二条第十三号」を「第二条第十五号」に改める。

第四条中「第二条第十六号」を「第二条第十八号」に改める。

第五条中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの

（第二十三条において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校

第六条中「第二条第十八号」を「第二条第二十号」に改める。

第七条第一項中「第二条第二十号ただし書」を「第二条第二十二号ただし書」に改め、同条第二項中「第二条第二十号ただし書」を「第二条第二十二号ただし書」に改め、同項第一号中「第二十四条」を「第二十五条」に改める。

第十条中「第二十三条」を「第二十四条」に改める。

第二十九条を第三十条とし、第二十四条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十三条中「第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項及び前条の規定」を「読替え対象規定」に、「これらの規定」を「読替え対象規定」に、「同条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（公立小学校等に関する読替え）

第二十三条 公立小学校等についての第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第一項、第十八条第

一項及び前条の規定（次条において「読替え対象規定」という。）の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

### （経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令

の一部改正)

第三条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第八号中「第二条第十七号」を「第二条第十九号」に、「同条第十八号」を「同条第二十号」に改める。

(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第四条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十九年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二条第二十四号」を「第二条第二十七号」に改め、「第十九条の規定による改正後の」を削り、「第二十五条」を「第二十七条」に改める。

## 理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、特別特定建築物として公立小学校等を追加する等の必要があるからである。